

## 第12章 準備書についての知事意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解

「環境影響評価法」(平成9年法律第81号)第20条第1項の規定に基づく環境保全の見地からの大阪府知事意見とそれに対する都市計画決定権者の見解は表12-1(1)～(10)に示すとおりです。

表12-1(1) 準備書についての知事意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解

大阪府知事意見	都市計画決定権者の見解
1. 一般的事項	
<p>(1) 計画道路の供用と併せ、周辺地域の継続的な環境負荷の低減のため、交通管理者や道路管理者等と連携し、渋滞発生要因となりやすいランプ部、ジャンクション部や料金所周辺での交通の円滑化、周辺道路も含めた交通量の分散などの交通流対策を推進し、交通面からの環境負荷の低減に努めること。</p>	<p>対象道路は、事業中の大和川線や近畿自動車道等の自動車専用道路とともに「大阪都市再生環状道路」を構成する路線として整備されるものであり、既存幹線道路の交通負荷が軽減され、大気汚染や騒音等の沿道環境が改善するものと考えられます。</p> <p>また、事業実施段階においては、案内標識等による車両の誘導など、ランプ部、ジャンクション部や料金所周辺での交通の円滑化、周辺道路も含めた交通量の分散などの、交通流対策が推進されるよう、関係機関と連携・調整を図るとともに、開通後においては、各道路管理者及び関係機関と連携を図り、幹線道路ネットワークの整備等によるさらなる交通円滑化を通じて、効果的に既存幹線道路の沿道環境の改善を図れるよう努力することとしています。</p>
<p>(2) 廃棄物や建設発生土等の運搬に伴い多くの工事用車両が走行するため、騒音、振動、大気質等への影響が考えられる。特に豊崎IC周辺は、施工ヤード出入り口部付近での車両の集中が想定される。このため、事業実施にあたっては、廃棄物や建設発生土の発生抑制、現場内利用を図り、工事用車両そのものの減少を図ったうえ、車両の集中回避など周辺環境に配慮した工事計画を策定すること。</p>	<p>工事用車両の運行に係る大気質、騒音及び振動の影響については、予測の結果、基準又は目標となる値を達成しているほか、事業者の実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減することを目的として、「工事用車両の分散」及び「作業者に対する工事用車両の運行の指導」を実施することとしています。</p> <p>また、対象道路事業は、対象道路事業実施区域内において、できる限り既存道路等の公共敷地を利用し、建物の取り壊し等により生じる廃棄物等の発生を少なくする計画としているほか、環境保全措置として、「現場内利用の促進」、「工事間流用の促進」及び「再資源化施設への搬入等による他事業等での利用」を実施し、「建設リサイクル推進計画2014」(平成26年9月、国土交通省)及び大阪府建設リサイクル推進計画2011」(平成23年3月、大阪府)で設定された目標値を上回るように努めることとしています。</p> <p>なお、事業実施段階においては、施工計画の具体化にあたり工法の検討などにより、建設発生土等の発生量の抑制に努めます。</p>

表 12-1 (2) 準備書についての知事意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解

大阪府知事意見	都市計画決定権者の見解
2. 大気質	
<p>(1) 計画区域は自動車 NOx・PM 法に基づく対策地域内であることを踏まえ、周辺地域の交通流の円滑化やエコドライブの普及啓発の実施及び事業実施段階でのより良い技術の導入などによる排出低減を図ることで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質濃度の影響を可能な限り小さくすること。</p>	<p>関係機関との連携により交通流の円滑化やエコドライブの普及啓発等を実施するほか、事業実施段階においては、技術開発の状況を踏まえ、必要に応じ、事業者の実行可能な範囲内でより良い技術を導入することにより、大気汚染物質等の排出量の削減を図ることとしています。</p>
<p>(2) 大阪府域においては微小粒子状物質の環境基準達成率が低い状況であることから、微小粒子状物質（一次粒子）も除去可能な除じん装置を選定する等、排出量の低減に努めること。</p>	<p>微小粒子状物質（PM2.5）の削減対策については、『固定発生源や移動発生源に対して、これまで実施してきた粒子状物質全体の削減対策を着実に進めることが、まず重要である』（平成 21 年 9 月「PM2.5 に係る環境基準の設定に関する中央環境審議会答申」とされており、関係機関と連携し対策を進めて行く必要があると認識しています。</p> <p>換気塔からの大気汚染物質の排出量を低減するため、換気所に除塵装置の設置を計画しており、事業実施段階においては、技術開発の状況を踏まえ、必要に応じ、事業者の実行可能な範囲内でより良い技術を導入することとしています。</p>
<p>(3) ダウンウォッシュ発生時において換気塔周辺で二酸化窒素等の濃度が高くなることから、ダウンウォッシュの発生を低減するよう換気塔排気の吐出速度を高めを設定すること。</p>	<p>換気塔から排出される二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響については、予測条件においてダウンウォッシュが生じる場合を考慮しており、予測の結果、基準又は目標と整合が図られています。</p> <p>また、トンネル換気設備の運転にあたっては、トンネル内の安全な走行環境を維持し、換気所周辺環境への影響及び維持の効率性等を考慮した、適切な換気制御等により、対象道路周辺の住居等への影響の低減について配慮することとしています。</p> <p>なお、事業実施段階においては、除塵装置の選定を含め、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の低減に係る技術開発の状況を踏まえ、必要に応じ、事業者の実行可能な範囲内でより良い技術を導入することとしています。</p>
<p>(4) 建設機械の稼働に係る二酸化窒素の影響については、環境保全措置の実施等により確実に影響の低減を図るとともに、住居に近接した箇所で行う場合には、工事の影響を把握しながら作業を行うこと。</p>	<p>建設機械の稼働に係る二酸化窒素の影響については、環境保全措置として、「排出ガス対策型の建設機械の採用」、「建設機械の集中稼働を避けた効率的稼働」を実施することとしています。</p> <p>また、効果が確実に期待できる環境保全措置を行うことにより、環境影響の程度が著しいものとなるおそれは小さいと考えています。</p> <p>なお、事業実施段階においては、二酸化窒素の低減に係る技術開発の状況を踏まえ、必要に応じ、事業者の実行可能な範囲内でより良い技術を導入することとしています。</p>

表 12-1 (3) 準備書についての知事意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解

大阪府知事意見	都市計画決定権者の見解
2. 大気質	
(5) 建設機械の稼働に係る粉じん等の影響については、施工区域に住居が近接していることから、工事の実施に当たっては、環境保全措置等の実施により、影響を更に低減するよう努めること。	建設機械の稼働に係る粉じん等の影響については、環境保全措置として、「土砂掘削部への防じん建屋の設置」、「建設機械の集中稼働を避けた効率的稼働」及び「工事施工ヤードへの仮囲いの設置」を実施するとともに、事業実施段階においては、粉じん等の低減に係る技術開発の状況を踏まえ、必要に応じ、事業者の実行可能な範囲内でより良い技術を導入することとしています。
(6) 換気塔から排出する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質を予測・評価の対象としていることが、準備書「第7章第2節選定項目及びその選定の理由」で示されていないため、評価書において明示すること。	換気塔から排出される二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、「自動車の走行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質」の項目において、予測及び評価に考慮しています。 その旨を評価書第7章第2節7-4頁に記載しました。
3. 風害	
(1) (仮称)豊崎換気所については、類似風洞実験による予測は適切でないと考えられるため、風洞実験又は数値シミュレーションによる予測を行い、その結果及び環境保全措置の検討内容について評価書に記載すること。	(仮称)豊崎換気所における強風による風害の予測について、地域の現況を反映した数値シミュレーションによる予測を実施し、その結果に基づく環境保全措置について検討しました。 その内容を評価書第8章第2節に記載しました。
4. 騒音・振動	
(1) 自動車の走行に係る騒音について、計画道路に住居が近接していることから、準備書に記載の環境保全措置に加え、最も効果の高い遮音壁や吸音材の設置などの防音対策を実施し、影響を可能な限り低減すること。また、計画道路の詳細設計においては、周辺住居の立地状況等に応じた防音対策を講じられるようにすること。	自動車の走行に係る騒音の影響については、環境保全措置として、「遮音壁の設置」、「吸音処理」及び「排水性舗装の整備」を実施することとしています。 なお、環境保全措置の実施に際しては、環境影響評価の結果を踏まえ、遮音壁の形状の工夫や吸音材の設置等について環境保全に十分配慮するとともに、騒音の低減に係る技術開発を踏まえ、必要に応じ、事業者の実行可能な範囲内でより良い技術を導入することとしています。

表 12-1(4) 準備書についての知事意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解

大阪府知事意見	都市計画決定権者の見解
4. 騒音・振動	
<p>(2) 換気塔の供用に係る騒音について、換気所周辺には住居が多く存在することから、事業実施段階で、より性能の高い消音装置の導入などにより、影響を可能な限り低減すること。</p>	<p>対象道路の換気所は、環境影響を低減するため、換気機の適切な設計、運転制御及び管理を行い、消音装置を設置する計画としています。</p> <p>また、事業実施段階においては、環境影響評価の結果を踏まえるとともに、換気施設の計画および設計段階において十分な検討を行い、環境保全に十分配慮し、環境に対する負荷の低減に努めるとともに、技術開発を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で、より良い技術の導入に努めることとしています。</p>
<p>(3) 本事業に伴う影響が想定される計画道路以外の道路における自動車走行の騒音について、事業実施段階において、環境影響を精査した上で、当該道路管理者及び関係機関と連携・調整を行い、周辺住居の立地状況を踏まえて、最適な環境保全対策を実施すること。</p>	<p>対象道路以外の道路においては、当該道路管理者及び関係機関が、事業者と連携を図りながら必要に応じて交通量や沿道の土地利用等の状況を把握し、排水性舗装の整備や遮音壁の設置などの環境保全対策を適切に講じることにより、基準又は目標との整合を図ることとしているほか、対象道路以外の道路における当該道路管理者及び関係機関による環境保全対策が適切に講じられるよう、連携・調整を図ることとしています。</p>
<p>(4) 門真 JCT の EG ランプ、FH ランプは、住居に近接するため、事業実施段階における周辺の住居等の状況を考慮して、遮音壁の設置などの環境保全対策を実施すること。</p>	<p>自動車の走行に係る騒音については、ランプ部の交通量を考慮した予測を行っています。ランプ部の交通量は本線部の交通量に比べて少なく、予測地点における騒音は本線部からの寄与分が主体となっていることを確認のうえ、環境保全措置の内容を検討しています。</p> <p>また、事業実施段階においては、環境影響評価の結果を踏まえ環境保全に十分配慮するとともに、騒音の低減に係る技術開発の状況を踏まえ、必要に応じ、事業者の実行可能な範囲内でより良い技術を導入することとしています。</p>
<p>(5) 建設機械の稼働に係る騒音及び振動については、工事施工区域に住居が近接していることなどから、工事計画の作成時に環境影響の精査を行い、最新の超低騒音型建設機械や低振動型建設機械の導入等の環境保全対策を講じることにより、影響を可能な限り低減すること。</p> <p>また、騒音、振動の状況を監視しながら作業を行い、それらの結果を踏まえ、必要に応じて、適切な環境保全対策を実施すること。</p>	<p>建設機械の稼働に係る騒音及び振動については、環境保全措置として、「防音パネルなどの遮音対策」、「低騒音型・低振動型建設機械の採用」及び「建設機械の集中稼働を避けた効率的稼働」を実施することとしています。</p> <p>また、効果が確実に期待できる環境保全措置を行うことにより、環境影響の程度が著しいものとなるおそれは小さいと考えています。</p> <p>なお、事業実施段階において、必要に応じて、騒音及び振動の低減に係る技術開発の状況を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内でより良い技術を導入することとしており、工事の実施にあたっては、関係法令を遵守し、周辺環境への影響低減に努めます。</p>

表 12-1 (5) 準備書についての知事意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解

大阪府知事意見	都市計画決定権者の見解
4. 騒音・振動	
<p>(6) 準備書においては、工事用車両の運行に係る騒音の予測結果について、騒音レベルの増加(ΔL)が0dBとなっているが、小数点以下の数値では騒音レベルの増加(ΔL)が確認されていることがわかるように評価書に記載すること。</p>	<p>工事用車両の運行に係る騒音の予測結果について、工事用車両による騒音レベルが、小数点以下の数値では増加が予測されることについて、評価書第8章第3節8-3-43頁に記載しました。</p>
5. 地下水・地盤・土壌	
<p>(1) 事業の実施にあたっては、ボーリング調査箇所を増やすなど、より正確に地下水及び地盤の状況を把握し適切な工法を選定すること。 また、工事の実施にあたっては、施工前、施工中、施工後の各段階において、地下水位、地盤高の測定などの事後調査を行い、工事の影響を監視しながら慎重に進めること。</p>	<p>対象道路の詳細な構造、および工法の選定にあたっては、事業実施段階において、地質調査等を実施したうえで、詳細な検討を行います。 また、環境保全措置の実施にあたっては、その内容を詳細なものにする必要があるとともに、その効果を検証しながら施工を行う必要があることから、事後調査を実施することとしています。 なお、当該対象道路事業に起因した、事前に予測し得ない環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、事業者が関係機関と協議し、専門家の意見及び指導を得ながら、必要に応じて適切な措置を講じます。</p>
<p>(2) 地下水流動保全工の地下水位の変動監視については、地下水の下流側への供給が安定する時期まで行うこと。</p>	<p>地下水流動保全工法に関する事後調査の調査時期は、工事中、道路構造物設置から一定期間としており、環境保全措置の効果が確認される時期まで行うこととしています。</p>
<p>(3) 「大深度地下の公共的使用に関する基本方針」に示されているガスの発生、地盤の発熱に伴う影響について、予測、評価を行い評価書に記載すること。</p>	<p>調査の結果、対象道路事業実施区域及びその周辺の地層は、長期間にわたって空気に触れた場合に酸性化のおそれのある地盤が存在しますが、密閉型シールド工法を採用することにより、地盤及び地下水の急激な酸性化は生じないと考えられることから、化学反応によるガスの発生、地盤の発熱を含む化学反応による地盤強度の低下は生じないものと予測しています。 その内容を、評価書第8章第8節及び第8章第9節に記載しました。</p>

表 12-1 (6) 準備書についての知事意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解

大阪府知事意見	都市計画決定権者の見解
5. 地下水・地盤・土壌	
<p>(4) 地下水から環境基準を超える砒素等の有害物質が確認された地点があることから、適切な事前調査により、汚染の状況と分布状況を十分把握し、汚染の拡散を防ぐ適切な環境保全措置を講じること。</p>	<p>工事の実施にあたっては、シールド工法や地下水流動保全工法の採用により、地下水の流れへの影響がほとんどなくなると考えられるほか、土壌に係る事後調査において、土壌汚染・地下水汚染が確認された場合には、「土壌汚染対策法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」等の法令等に基づくとともに、環境保全措置として「土壌汚染拡散防止措置」又は「地下水汚染拡散防止措置」を実施し、汚染土壌・汚染地下水を適切に処理することとしています。</p> <p>併せて、対象道路事業実施区域から掘削した汚染土を搬出する場合も、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン（改定第2版）」（平成24年5月：環境省）などの関係法令等に基づき適切に処理することとしています。</p> <p>このため、既に地中に存在するおそれのある地下水や地盤の汚染については、対象道路事業に係る工事の実施に伴って拡散するおそれはないと考えられます。</p>
<p>(5) シールド工事により砒素等の有害物質が存在する箇所を掘進するおそれがあることから、シールド工事における汚染土壌、汚染地下水の拡散を防ぐための措置を、評価書に記載すること。</p>	<p>工事中の事後調査において、土壌汚染・地下水汚染が確認された場合には、「土壌汚染拡散防止措置」又は「地下水汚染拡散防止措置」を実施することとしています。</p> <p>なお、環境保全措置の実施にあたっては、「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号）及び「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年法律第105号）等の法令等に基づき、汚染土壌・汚染地下水を適切に処理するほか、対象道路事業実施区域から掘削した汚染土を搬出する場合も、関係法令等に基づき適切に処理することとしています。</p>
6. 日照障害	
<p>(1) 設計の詳細を決める段階での設計内容と土地利用の状況を基に影響を精査し、地域住民との協議・調整のうえ、影響の程度に応じた措置を講じること。</p>	<p>日照障害の影響については、環境保全措置として、「高架構造物の上下部工の形式・配置等の工夫」及び「透光型遮音壁の検討」を実施することとしており、環境保全措置についての具体的な位置、仕様等については、事業実施段階において、他の環境への影響を踏まえ検討し、低減することとしています。</p> <p>なお、本事業に起因して生じる日照障害に関する影響については、必要に応じて「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」（昭和51年建設省計用発第4号）に基づき、適切に対処することとしています。</p>

表 12-1 (7) 準備書についての知事意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解

大阪府知事意見	都市計画決定権者の見解
7. 動物・植物・生態系	
<p>(1) 繁殖期に工事を実施する場合には、繁殖活動を妨げないよう、適切に対処すること。また、コアジサシやコチドリの営巣環境である砂礫地や、ケリやヒバリの営巣環境である草地等は、工事の実施により創出される場合もあるため、河川敷の改変箇所だけでなく、工事施工ヤードや工事用道路等の区域内においても繁殖活動を妨げないよう、適切に対処すること。</p>	<p>施工ヤード内に鳥類の繁殖を確認した場合には、必要に応じ有識者への相談や、関係機関との協議を行い、鳥獣保護法等に基づき、適切に対処します。</p>
<p>(2) 工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置による影響の予測について、工事中の一時的な改変による影響を明らかにし、評価書に記載すること。その上で、事業の実施に当たっては、工事計画の作成等において、改変面積をできる限り小さくするよう配慮すること。</p>	<p>工事施工ヤード及び工事用道路等の設置については、対象道路区域内を極力利用することで動物・植物の生息・生育環境の改変をできる限り避けた計画としており、改変は道路構造物設置箇所周辺に限られることから、工事中の一時的な改変による環境変化は小さいと考えられます。</p> <p>その旨を評価書第 8 章第 13 節 8-13-49 頁、第 8 章第 14 節 8-14-21 頁、第 8 章第 15 節 8-15-24、8-15-28、8-15-34 頁に記載しました。</p> <p>また、事業の実施に当たっては、工事計画の作成等において、改変面積をできる限り小さくするよう配慮します。</p>
8. 景観	
<p>(1) (仮称) 豊崎及び(仮称) 鶴見換気所は、景観資源である「淀川河川敷」及び「花博記念公園鶴見緑地」に近接するため、換気所デザインの検討に当たっては、近接する景観資源に与える影響について配慮すること。(仮称) 豊崎換気所については、都市景観の観点から、新御堂筋及び地下鉄御堂筋線からの眺望についても配慮すること。また、換気所のデザイン検討においては、デザイン方針の決定段階から、住民の意見を十分に聴いて検討を行うこと。</p>	<p>換気所の存在に係る景観に関する影響については、環境保全措置として、「換気所の形状、デザイン、色彩等の検討」を実施することとしているほか、事業実施段階におけるデザイン方針の検討にあたっては、他事例における意見聴取方法等を参考として、近隣住民に対する情報提供や住民の意見聴取のプロセスについて検討を行います。</p>
<p>(2) 「h」鶴見緑地駅付近、史跡散策モデルコース「西三荘ゆとり道・寺方周辺の史跡散策コース」については、眺望点が史跡散策モデルコース上から外れているため、コース上の地点に予測位置を変更し、評価書において、その予測結果を記載すること。</p>	<p>本眺望景観は、史跡散策モデルコース「西三荘ゆとり道・寺方周辺の史跡散策コース」となっている通路の中から、対象道路による眺望景観の変化の程度を適切に把握出来る地点を設定し、予測及び評価を行っています。</p>

表 12-1 (8) 準備書についての知事意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解

大阪府知事意見	都市計画決定権者の見解
9. 文化財	
<p>(1) 豊崎側の開削トンネル区間には、近代土木の遺構である長柄運河跡が存在する可能性があることから、事業実施にあたっては、関係機関と連携し、試掘調査の実施等を含めその存在に配慮した対応を検討すること。</p>	<p>現時点において「長柄運河跡」については、指定文化財ではありませんが、工事の実施にあたっては、未周知の埋蔵文化財の存在の可能性を含め、文化財保護法等に基づく指定状況を踏まえ、関係法令を遵守し、関係機関と協議を行い、必要に応じて埋蔵文化財に関する発掘調査を行います。</p>
10. 廃棄物等	
<p>(1) 建設発生土や汚泥については、技術開発の状況を踏まえた可能な限りの発生抑制を図ること。また、事業実施段階での建設リサイクル推進計画の目標値を上回るとともに現状より高いレベルでの再利用を実施すること。</p> <p>さらに、現時点では事業の詳細が未定であることから、事業実施段階において、発生抑制、再利用による処分量の削減、適正な一時保管のための対策を検討した上で、発生抑制や再利用、処分に関する具体的な実施計画を策定すること。</p>	<p>切土工等又は既存の工作物の除去に係る廃棄物等の予測は、事業特性及び地域特性の情報を基に、廃棄物等の種類ごとの概略の発生及び処分の状況（概略の発生量、再利用率及び区域外搬出量）を予測しました。</p> <p>さらに、地域特性の把握から得られる廃棄物等の再利用・処分技術の現況及び処理施設等の立地状況に基づいて実行可能な再利用の方策を検討しました。</p> <p>事業実施段階においては、施工計画の具体化にあたり工法の検討などにより建設発生土等の発生量の抑制に努めるとともに、環境保全措置として「現場内利用の促進」、「工事間流用の促進」及び「再資源化施設への搬入等による他事業等での利用」を実施し、事業実施段階における最新のリサイクル推進計画で設定された目標値を上回るように努めることとしています。</p>
<p>(2) 建設発生土や汚泥については、有害物質の有無を調査し、その結果に応じて、現場内での利用や適正な受入先への搬出を行うこと。搬出に当たっては、受入先との調整や情報共有を十分に行うこと。</p> <p>また、一時保管を行う場合は、再利用、処分に関する実施計画に基づき、関係法令等を遵守し、適正に保管すること。</p>	<p>トンネル工事による建設副産物については、事業者が関係法令等に基づき、適切に対処するとともに、廃棄物等として事業実施区域外へ搬出する場合には、関係法令等に基づき、適切に処理・処分するとともに、事業実施にあたっては、事前の十分な説明や的確な情報提供等に努めます。</p> <p>また、工事施工ヤード等において、建設発生土の仮置き等の一時保管が必要となった場合には、関係法令等に基づき、周辺的生活環境や自然環境に影響が生じないよう適切に対処することとしています。</p>

表 12-1 (9) 準備書についての知事意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解

大阪府知事意見	都市計画決定権者の見解
10. 廃棄物等	
<p>(3) 建設発生土や汚泥の適正な再利用、処理、処分のため、搬出量や搬出場所等を常時把握して、施工業者や発注機関などの関係者が情報共有できるシステムを構築すること。</p>	<p>事業の実施に伴い発生する建設発生土や廃棄物については、「資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）」（平成 3 年法律第 48 号）、「大阪府循環型社会形成推進条例」（平成 15 年大阪府条例第 6 号）等の関係法令等に基づき、建設発生土情報交換システム等を活用しながら、できる限り循環資源としての廃棄物等の再利用・再生利用の促進に努めることとしています。</p> <p>また、区域外に搬出する産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき、運搬・処分等に関する許可業者に委託し、マニフェスト（管理票）による管理を徹底するなど収集、運搬及び処分等の規定を遵守して適正に対処することとしています。</p>
<p>(4) 建設発生土や廃棄物の運搬時の飛散流出防止方法を具体的に検討し、評価書に記載すること。</p>	<p>区域外に搬出する産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき、運搬・処分等に関する許可業者に委託し、マニフェスト（管理票）による管理を徹底するなど収集、運搬及び処分等の規定を遵守して適正に対処するとともに、建設発生土の運搬時においても、タイヤ等の洗浄による粉じん等の発生の低減や、運搬経路の適切な設定並びに運搬車両及び積載量等の適切な管理により、騒音や、振動の発生の低減、塵埃等の飛散防止に努めます。</p> <p>その旨を、評価書第 3 章第 2 節 3-32 頁に記載しました。</p>
<p>(5) 建設汚泥の発生量の予測は、シールド工事からの発生量に高架部の杭基礎工事からの発生量を加えて行い、評価書に記載すること。</p>	<p>廃棄物等の予測について、高架部の杭基礎工事から発生する建設汚泥の発生量を加えて予測を実施しました。</p> <p>その内容を、評価書第 8 章第 19 節に記載しました。</p>

表 12-1(10) 準備書についての知事意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解

大阪府知事意見	都市計画決定権者の見解
11. 地球環境	
<p>(1) 二酸化炭素の排出削減を確認するには、定量的な把握が必要であることから、事業実施までに、二酸化炭素の削減量の定量的な把握に努め、公表すること。</p>	<p>対象道路の整備による大阪都心部の渋滞緩和等に伴い、大気汚染物質等（二酸化窒素及び二酸化炭素等）の排出量の削減効果が期待されますが、二酸化炭素の排出量の変化については、周辺道路を含めた広域の評価をすべきであり、対象道路単独の道路環境影響評価には馴染まないと考えています。</p>
12. 事後調査	
<p>(1) 事業の影響を把握するため、大気質、風害、騒音、振動、低周波音、地下水、地盤、動物、植物、生態系、景観、廃棄物等について、大阪府環境影響評価条例に基づき、関係機関と調整のうえ工事着手までに事後調査計画書を作成し、事後調査を行うこと。なお、事後調査において影響が確認された場合は、必要に応じて適切な環境保全措置を講じること。</p>	<p>大阪府環境影響評価条例に基づく事後調査の調査項目及び調査内容については、事業実施段階において検討し、関係機関と連携しながら適切に実施することとしています。</p>